

農地を売買または貸借するには？

農地を耕作するために売ったり（貸したり）、買ったり（借りたり）する場合、幕別町では農業委員会に農地法第3条の許可申請をするか、幕別町農業振興公社に申し出をして農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により権利の移転・設定をすることができます。

	農地法第3条	農業経営基盤強化促進法
権利の受け手を選ぶことは？	農地の出し手が自由に選ぶことができます。	公社に受け手の選定を委任するので選ぶことはできません。
農地の価格の決定は？	出し手・受け手双方の合意で、自由に決められます。 ただし、賃借料は地域の2倍以上は農業委員会の指導で設定できません。	公社の農地利用調整会議で、農地の状況、近傍価格を参考に決定されます。
手続きの方法は？	売買または貸借契約書を作成し、農地法第3条の許可申請書を作成の上、農業委員会に提出します。 行政書士に委任する方法もあります。	出し手は公社に売渡・貸付の申し出をします。 受け手は公社に買受・借受の申し出をします。
賃貸借の場合、契約期間が満了すると？	その期間の満了の1年前から6ヵ月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で、さらに更新したものとみなされます（法定更新といいます）。	契約期間が満了したら自動的に賃貸借関係が終了し、農地は出し手に戻ります。
譲渡所得税の特別控除	特にありません。	800万円 ※北海道農業公社に売り渡す場合 ⇒1,500万円

幕別町農業振興公社からのお知らせ

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者等（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。
なお、借り受けを希望される場合は、事前に申し出が必要となります。

- 借受希望申出書の提出は、随時受け付けています。
- 借受希望申出書を提出していない場合や借受希望の有効期限が切れている場合は、貸付地が出されたとしても、借り受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- 借受希望の有効期限は、申し出から5年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- 申し出の内容については、農地中間管理機構（北海道農業公社）ホームページ等での公表に同意していただきます。
- ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

<公益財団法人 幕別町農業振興公社 電話 57-2711 FAX 57-2716>